別表３埠頭株式会社が実施する上物、荷役機械等整備資金の無利子貸付に係る特例の項中「第10条」を「第11条」に改め、同表に次のように加える。

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 土地改良法で管理される農業用用排水施設に設置される水力発電設備へのダム水路主任技術者選任の不要化 | 従来、土地改良法に基づき管理される農業用用排水施設（ダムを除く。）に水力発電設備を設置する場合、当該農業用用排水施設を管理する者（土地改良事業の施行者）が水力発電設備を設置する場合に限り、設備を保守する技術者であるダム水路主任技術者（ＤＳ主任技術者）の選任を不要としていたが、制度見直しを行い、設置者の如何を問わず、ＤＳ主任技術者の選任を不要とした。 | 電気事業法施行規則<br>平成24年経済産業省告示第100号（廃止及び平成27年経済産業省告示第99号の新規制定） | 平成27年４月30日施行 | 経済産業省 |

## 旅券法第十九条の二第一項の規定に基づく一般旅券の返納命令に関する通知

平成二十七年九月十日

外務大臣　岸田　文雄

次に掲げる者は、旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第十九条第一項第二号に該当しますので、その所持する一般旅券を平成二十七年十月十四日までに外務大臣又は領事官に返納するよう命じます。

なお、この処分に不服があるときは、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）の定めるところにより、外務大臣に対し異議申立てができます。異議申立ては、処分があったことを知った日の翌日から起算して六十日以内にしなければなりません。

また、行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）の定めるところにより、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することもできます。取消しの訴えは、処分があったことを知った日から六か月を経過したときは、提起することができません。また、取消しの訴えは、処分の日から一年を経過したときは、提起することができません。

一、氏名　金山　昌秀
　生年月日　昭和三十七年九月八日生
　旅券の住所申請上　アメリカ合衆国
二、返納すべき旅券
　旅券番号　ＴＺ〇八〇七八三六
　発行年月日　平成二十四年九月十二日
　旅券名義人　金山　昌秀
三、返納すべき理由
　当該旅券名義人は、平成二十七年四月二十八日、佐倉簡易裁判所から、建造物損壊事件の被疑者として逮捕状が発付され、平成二十七年七月二十三日、警察庁から外務大臣にその旨通報があったことから、旅券の交付の後に、旅券法第十三条第一項第二号に該当する者であることが判明したものである。よって、本件は、一般旅券の返納を命ずることができる場合となる旅券法第十九条第一項第二号に該当する。

## 法務

### 公証人任免

江畑宏則は公証人に任命され、東京法務局所属公証人向井壮の後任を命ぜられた。

千葉地方法務局所属公証人中村敏夫は願により公証人を免ぜられた。

磯山博は公証人に任命され、千葉地方法務局所属公証人中村敏夫の後任を命ぜられた。

新潟地方法務局所属公証人永井敏夫は願により公証人を免ぜられた。

小田切敏夫は公証人に任命され、新潟地方法務局所属公証人永井敏夫の後任を命ぜられた。

西浦久子は公証人に任命され、京都地方法務局所属元公証人福本孝行の後任を命ぜられた。

新堀敏彦は公証人に任命され、名古屋法務局所属元公証人栗原憲三の後任を命ぜられた。（以上九月一日）（法務省）

# 公　告

## 諸事項

### 金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　株式会社プログレッシブ
２．住所　東京都千代田区平河町２－４－13
３．代表者の氏名　代表取締役　森田　政敏
４．取戻しをしようとする営業保証金の額
　5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第1924号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成28年３月10日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成27年９月10日

関東財務局長　乙部　辰良

### 金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　株式会社インダストリアル・ディシジョンズ
２．住所　東京都品川区東五反田５－11－１
３．代表者の氏名　代表取締役　田村　勇
４．取戻しをしようとする営業保証金の額
　5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第1968号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成28年３月10日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成27年９月10日

関東財務局長　乙部　辰良

### 建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年９月10日

北陸地方整備局長　藤山　秀章

１　処分をした年月日　平成27年８月18日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　ニッコー株式会社
　二俣　一登　石川県白山市相木町383番地　国土交通大臣許可（般特―24）第6532号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（機械器具設置工事業に関する一般建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成27年７月24日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年９月10日

北陸地方整備局長　藤山　秀章

１　処分をした年月日　平成27年８月18日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　松下管工業株式会社
　吉田　友昭　石川県金沢市東力２丁目99番地
　国土交通大臣許可（般特―26）第20921号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木一式工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、塗装工事業、水道施設工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成27年７月31日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。